

令和6年度予算編成方針の概要

令和6年度予算案の編成にあたり、予算編成方針を策定するもの。

世界的な物価高騰により、市民生活や企業活動への影響は、今後、益々大きくなっていくと見込まれている。北九州市においては、加速する「少子高齢化」や若年層を中心とした「人口流出」、産業構造の転換や企業の流出などによる「経済成長の鈍化」など、克服すべき課題は山積している。

そうした中、北九州市の成長や課題の克服へ向けた再起動として、令和5年度当初予算では「人」「場」「企業」という北九州市の持つ3つのポテンシャルを最大発揮し、北九州市を再び成長軌道に乗せるための施策に着手、言わば種まきを行ったところである。

令和6年度当初予算では、現在策定中の新たな北九州市のビジョン（以下「新たなビジョン」という。）に基づく施策への重点化を図るとともに、まいた種が芽を出すよう、次のステージに向けアクセルを踏んでいく。同時に、既に着手している市政変革の取組によって、財政の模様替えを行うこととしている。

1 令和6年度予算における基本姿勢

(1) 新たなビジョンに沿った施策への重点化

- ①「稼げるまち」の実現
- ②「ハイクオリティ」な都市づくり
- ③市民の「安全・安心」な暮らしの確保

(2) 徹底した市政変革の推進

2 投資的経費の適正水準の維持について

3 公共施設等の老朽化対応について

4 国の制度変更等への適切な対応について

<問い合わせ先>

財政局財政課

担当 課長：緒方、係長：大田

電話 093-582-2002

令和6年度予算編成方針

1 基本的な考え方

世界的な物価高騰により、市民生活や企業活動への影響は、今後、益々大きくなっていくと見込まれている。北九州市においては、加速する「少子高齢化」や若年層を中心とした「人口流出」、産業構造の転換や企業の流出などによる「経済成長の鈍化」など、克服すべき課題は山積している。

そうした中、北九州市の成長や課題の克服へ向けた再起動として、令和5年度当初予算では「人」「場」「企業」という北九州市の持つ3つのポテンシャルを最大発揮し、北九州市を再び成長軌道に乗せるための施策に着手、言わば種まきを行ったところである。

令和6年度当初予算では、現在策定中の新たな北九州市のビジョン（以下「新たなビジョン」という。）に基づく施策への重点化を図るとともに、まいた種が芽を出すよう、次のステージに向けアクセルを踏んでいく。同時に、既に着手している市政変革の取組によって、財政の模様替えを行うこととしている。

各局室長はこの方針の趣旨を十分に踏まえ、強いリーダーシップの下、予算編成に取り組むこと。

2 令和6年度予算における基本姿勢

令和6年度は、以下の2つを基本姿勢として予算編成に取り組むこととする。

新規事業の提案や既存事業の見直しにあたっては、中期的な未来像を描き、その道筋の中で令和6年度に必要な取組みを十分検討して要求すること。

(1) 新たなビジョンに沿った施策への重点化

現在策定中の新たなビジョンにおいて提示することとしている新しい時代の都市像や価値観を、北九州市民がいち早く実感できるようにするため、事業の提案にあたっては、以下に掲げる新たなビジョンの柱及び今後明らかとなる詳細に沿った事業に重点化すること。

① 「稼げるまち」の実現

人の熱さや産業の力といった北九州市のポテンシャルを最大発揮することで、「稼げるまち（＝経済成長）」を実現

どの分野の施策であっても「稼げるまち」というキーワードを念頭に置き、これに貢献する観点から事業の提案を行うこと。

② 「ハイクオリティ」な都市づくり

成長の果実で、質の高いサービス（観光、文化など）や生活・教育環境を提供できる「ハイクオリティなまち」を実現

③市民の「安全・安心」な暮らしの確保

市民サービスや都市基盤を適切に維持・充実することで、子どもから高齢者、障害の有無、性別、国籍に関わらず、「安全に、安心して暮らせるまち」を実現

(2)徹底した市政変革の推進

本市では、市民一人当たりの市債残高が、20政令市中最も多いことに加え、物価高騰の影響や、昨今の外壁落下など公共施設の老朽化対策にかかる維持補修費、少子高齢化の進展等に伴う福祉・医療関係経費の伸びなどを踏まえると非常に厳しい財政状況が続くと見込んでいる。

また、財政指標を通して見てみると、財政構造上の弾力性を示す経常収支比率や、自治体の財政力を示す財政力指数は、それぞれ18位、19位（他政令市と比較が可能な令和3年度決算ベース）、財政の健全性を表す「実質公債費比率」、「将来負担比率」においても、健全化基準の範囲内にあるとは言え、それぞれ15位、18位という状況にあり、強い危機感を持って財政運営に取り組む必要がある。

このような状況下で、新たなビジョンに基づいた行財政運営を、将来にわたって着実に進め、北九州市が直面する社会経済上の課題及び財政上の課題を克服し、「稼げるまち」を実現していくためには、市政変革の取組による基盤づくりに全力を注ぎ、「財政の模様替え」を同時に進めていく必要がある。

そのため、

- 令和6年度予算編成にあたっては、全ての事業について、歳入歳出両面から事業の必要性などを検証すること。
- 特に、財政の模様替えを推し進めるという観点から、一定の基準に基づいて抽出した「追加見直し対象事業」については、費用対効果、民間や他事業での代替の可否などの視点でゼロベースから見直すこととしており、その見直しの内容を予算要求に反映させること。

3 投資的経費の適正水準の維持について

公共事業については、他の政令指定都市が投資的経費の抑制に取り組む中、本市の投資的経費の水準は、他の政令市と比較して高い状況が続いてきた。

そのため、上述のとおり、市民一人当たりの市債残高は政令市で最も高くなっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に公表した「投資的経費の予算調整方針」で、当面5年間の投資的経費の水準を620億円の範囲内（環境工場の建て替えなど別枠対象を除く。）で調整することとしており、令和6年度予算においてもこれを継続する。

また、資材価格高騰の中で、事業の実現可能性等（民間事業者を含む。）を考

慮しながら、DXの推進に向けた生産性向上の取組等も含めて検討すること。

なお、令和5年度中に内示増等による増額が生じた場合は、原則として翌年度分の前倒しと整理するため、令和6年度当初予算の要求枠から当該増額分を控除した額をベースに予算編成を行うこととする。

4 公共施設等の老朽化対応について

昨今の外壁落下事故などを受けた公共施設等の老朽化対策については、今後示される「市民のための安全・安心を守る老朽化対策チーム」の方針に従って、必要な対策を検討し、適切に予算要求に反映すること。

5 国の制度変更等への適切な対応について

国の地方財政計画における「地域のデジタル化の推進」や「防災・減災、国土強靱化等の課題への対応」など、地方財政措置の状況や、国の補正予算や国庫補助制度の変更などの動向に留意し、適切な対応を図ること。

上述の方針に従い、下記のとおり予算要求を行うこと。

記

1 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、物価高騰の影響を踏まえた経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

(1) 市税・地方譲与税・県税交付金

市税収入については、課税客体、課税標準の正確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。

(2) 地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

(3) 使用料、手数料その他の税外収入

受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他の地方公共団体の動向等を参考に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、当該使用料等の減免措置についても同様の取扱いとする。

(4) 国県支出金

国県支出金については、国における新年度予算や補正予算（防災対策、経済対策等）の編成状況を見極めたうえで、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

また、国の動向について留意し、積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、予算編成に反映させること。

さらに、国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合、市負担部分について地方財政措置がなされていない場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めるよう働きかけを行うこと。

(5) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、令和6年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、償還時に地方財政措置がある市債の活用など、極力有利な資金の確保に努めること。特に、近年、国が制度拡充している防災基盤の整備事業等が対象となる「緊急防災・減災事業債」や、連携中枢都市圏構想の推進に資する施設の整備等が対象となる「地域活性化事業債」、省エネルギー改修の実施等が対象となる「脱炭素化推進事業債」等の積極的な活用を検討すること。

なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財政制度・企画係）と事前に十分協議すること。

(6) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。特に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、積極的な活用を行うこと。

また、提案型ネーミングライツ制度に基づくネーミングライツの導入等については、今後、市政変革推進室が定める見直し方針に従って適切に見積もりを行うこと。

なお、外郭団体等に対する出資金等の返還や特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

その他、各局室の創意工夫により、更なる歳入確保に取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出についても、物価高騰等の影響を十分に見極めた上で、必要な経費を見積もること。

また、現在実施中の「予算事務事業の棚卸し」において、各事業を徹底して見直した上で、生み出した財源を活用して、新たなビジョンに沿った取組を提案するなど、予算要求段階から「財政の模様替え」を推進すること。

(1) 投資的経費

投資的経費は、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」等に基づく公共施設の総量抑制を図るとともに、公共施設等の老朽化対策や本市の成長を促進する拠点整備、防災対策などに重点化すること。

近年、投資的経費にかかる公債費は高い水準で推移し、市債残高も高止まっております。後年度の財政を圧迫する要因となっている。

そのため、継続事業の進捗調整や新規事業の先送りなど、予算編成段階で全体額を調整し、投資的経費の総額を中期財政見通しで示す年620億円の範囲内（環境工場の建て替えなど別枠対象を除く。）で調整することとする。

また、国の経済対策は、原則、財源措置がなされていることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応すること。

なお、編成にあたっては、地元企業への優先発注に取り組むとともに、資材価格高騰の中での事業の実現可能性等（民間事業者を含む。）を考慮しながら、DXの推進に向けた生産性向上の取組等も含めて検討すること。

① 全経費区分共通

要求上限額は、原則として、「投資的経費の将来推計」における各局室の令和6年度の額（事業費ベース）とする。

ただし、国の経済対策の活用など、本方針に基づいて令和5年度補正予算に前倒し計上した事業量については、令和6年度の上限額から控除する。

なお、公共施設等の老朽化対策に要する経費については、今後示される「市民のための安全・安心を守る老朽化対策チーム」の方針に従って要求することとし、その場合においても、要求上限額の範囲内で対応すること。

(2) 行政経費

物価高騰等の影響による市民ニーズの変化等を的確に把握し、本市の成長を促す施策や、市民が真に必要とする施策に再構築するため、既存事業についてはその必要性や具体的な成果、費用対効果等の視点から見直しを徹底するとともに、類似業務の相乗効果を図った見直しなど、クラスターの観点からの検討も同時に行うこと。

① 重点戦略経費、臨時等経費、経常的経費

「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「経常的経費（従来の裁量的経費から主に『内部管理費』を除いたもの）」の要求可能額（『要求上限ベース』）は、原則として、別に示した「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動反映後）」（一般財源ベース）とする。

また、予算要求の前提として、「予算事務事業の棚卸し」における徹底した見直しを求めているが、見直しの結果、事業を「廃止」及び「縮小」した場合は、削減効果額（一般財源ベース）の2倍を「重点戦略経費」、「臨時等経費」の要求上限ベースに、振り分けて加算することができる（『加減後要求上限額』）。

なお、経常的経費への削減効果額の加算はできない。

※加減後要求上限額を超えた要求はできないので、各局室においては、各事業の必要額や優先度等を十分精査の上、要求すること。

② 義務的経費、その他一般経費（内部管理費を除く。）

「義務的経費」、「その他一般経費（内部管理費を除く。）」については、事業費が過大にならないよう的確に見積りを行った上で、必要額を要求すること。

③ その他一般経費（内部管理費）

「その他一般経費（内部管理費）」の要求上限額は、「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動反映後）」（一般財源ベース）から10%削減した額とする。

ただし、10%以上削減した場合は、10%を超える額の2倍を「重点戦略経費」、「臨時等経費」の上限額に振り分けて加算することができる。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまでも各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも各会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

（1）経営健全化

特別会計・企業会計については、経費の徹底した削減や利用料金の適正化等に取り組み、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

（2）料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮するとともに、その見積りを的確に行うこと。

（3）経営の効率化

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、独立採算制が重視されるものである。

このため、一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計からの繰入れにできる限り頼らない、より効率的な経営に努めること。

また、企業会計については、公営企業の基本原則に則り、経営の効率化を推進し、一般会計繰入金削減、市財政への貢献に資する経営に努めること。

なお、事業実施にあたっては、他の自治体との連携など、広域化によって経営効率の向上を図ることができないか検討すること。

(4) その他

一般会計からの繰入れ有無に関わらず、一般会計と同様に事務事業の見直しを行うものとする。